

令和7年度第1回埼玉県国民健康保険運営推進会議 概要

- 1 日 時 令和7年5月30日（金）午前11時00分～午前11時40分
- 2 開催方法 TeamsによるWEB開催
- 3 出席者 市町村：62市町村国保主管課長ほか、国保連合会事務局長、埼玉県
- 4 議 事

（1）国民健康保険運営方針で目標設定した事業の取組状況について

<埼玉県>

- ・ 資料1に基づき、国民健康保険運営方針で目標設定した事業の取組状況について説明。
- ・ 昨年度から新たに令和11年度までの6年間を対象とした「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）（以下、第3期運営方針という）」の期間が始まった。配布した資料は、4月に全市町村あてに照会した第3期運営方針に記載された取組の実施状況についての取りまとめである。
- ・ 国民健康保険運営方針は、県と市町村が共通認識の下、国民健康保険事業を共同運営する際の基本的な方針であるため、市町村は、この国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めることとされている。
- ・ 第3期運営方針を策定するに当たっては、市町村の皆様と令和4年度から財政運営ワーキンググループなどの連携会議や国保運営推進会議において検討、審議を行ってきた。審議された内容を基に案を取りまとめ、県国保運営協議会に諮問し、同じく運営協議会での審議、県民コメント、市町村意見照会を受けて最終案を作成した。令和5年11月県国保運営協議会からの答申を受け、知事の決裁を経て令和5年12月に策定した。
- ・ 現在、国保は医療費の高額化や被保険者数の減少等により大変厳しい財政状況に置かれている。持続可能で安定的な国民健康保険の運営を行うためには、国民健康保険運営方針の策定時だけでなく、毎年、適宜、県と市町村で情報を共有し、既存の取組を改善していくことが必要となる。
- ・ 国民健康保険運営方針では、当該方針に基づく取組について、PDCAサイクルの下で、事業の実施状況を定期的に把握分析し、評価と検証を行うこととしている。また、取りまとめ結果は、毎年、第1回国保運営推進会議において事務の参考として全市町村に提供している。
- ・ 「1保険税関係」の「（1）納期内納付の促進」について、「口座振替原則化」を予定している市町村が昨年度の19市町村から33市町村に、「ペイジー口座振替」を実施予定の市町村が37市町村から41市町村に増えており、徴収対策を積極的に行っている市町村が増えていることが分かった。また、「X（旧Twitter）、フェイスブック等SNSでの広報」を予定していると回答した市町村は、昨年度の27市町村から32市町村に増えたことが分かった。独自の取組として、コミュニティFMでの納期限周知を実施予定との市町村があったが、このような既存ツールを生かした積極的な広報の取組を進めるなど、納期内納付の促進をお願いしたい。
- ・ 「（3）滞納繰越分に対する滞納処分の強化」のうち、「預金調査の電子化」について、63市町村が実施予定であることが分かった。積極的に実施を検討いただき、早期の財産発

見に取り組んでいただきたい。また、独自の取組として「ナッジ理論に基づいた納税意識の案内を同封」というものがあった。ナッジ理論とは、行動科学の知見を活用することにより、個人や社会にとってより良い選択を自発的にとれるように手助けする手法のことで、実施予定の市町村においては具体的な文言等を現在検討している段階である。このような取組を参考に、納税の案内を受領した被保険者の行動変容を促すような取組も是非御検討いただきたい。

- ・ 「２保険給付関係」の「（１）レセプト点検の充実強化」では、「県作成の診療行為別再審査結果集計表の活用」を予定していると回答した市町村は３０市町村だった。県では引き続き情報提供を行うので、是非御活用いただきたい。
- ・ 「（２）療養費の支給の適正化」では、「柔道整復療養費について点検し、多部位、長期又は頻回施術の被保険者あてに照会を実施」を予定していると回答した市町村は、５１市町村だった。運営方針では患者調査の実施率について、全国平均を目指すこととしており、５１市町村という数字は令和３年度の全国平均を上回る結果となっている。療養費支給の適正化が図られるよう引き続き市町村の支援を行う。
- ・ 「３医療費適正化関係」の「（２）特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上」において、「ア特定健康診査受診率向上の取組」のうち特定健診の③周知広報の強化の表の、「ラジオ、TVによる周知」について、５６市町村が実施予定と回答があったが、国保連合会と共同で実施している広報については全市町村が参加している旨を補足した。「イ特定保健指導実施率向上の取組」のうち、「②利用環境の整備」で、「ZOOM等リモート環境による面談の実施」を予定していると回答した市町村は半数以上となった。オンラインの活用に対する取組は国及び県でも推奨しているので、積極的に環境整備等に取り組んでいただきたい。
- ・ 「（５）健康づくり事業の推進」では、「健康長寿サポーターの育成」は「みんなで健康マイスター」という名称に変更されたところであるが、実施を予定していると半数以上の市町村から回答があった。こちらは、県の健康長寿課で推奨しているので、引き続き積極的に取り組んでいただきたい。
- ・ いずれの取組内容についても、令和６年度に続き令和７年度も実施予定という市町村が多く、全体的に実施予定市町村数も増加していることが分かった。各市町村において、例示した取組の中で、気になる取組があれば県に問い合わせさせていただき、積極的に新たな取組の実施を御検討いただきたい。

（２）保険税水準の統一について

＜埼玉県＞

- ・ 資料２に基づき、賦課限度額について説明。
- ・ 準統一後は全市町村において政令同額で統一することとしているが、政令の公布時期が年度末となっているため、専決処分対応が難しい市町村は現状１期遅れでの改正となっている。
- ・ この課題について、内閣府が実施した令和６年度の地方分権改革に関する提案募集にて、本県から地方税法施行令の一部を改正する政令（国保税改正部分）の公布時期の前倒しの提案をした。
- ・ その結果、総務省の事務負担の観点から前倒しは困難との回答になり、参考として、一

部の地方団体において、地方税法関係法令の公布前に、議会で条例案を審議している例があることが示された。

- ・ 参考例は、条例施行までに政令が公布されない場合や、改正の内容が変更され、条例の内容と異なった場合には、当該改正条例を廃止することが記載されている。
- ・ 専決処分が難しい市町村におかれては、総務省が参考として示した方法も御検討いただき、賦課限度額を政令同額で統一することを目指したいと考えている。

(3) 保険給付費等交付金（特別交付金のうち県繰入金）について

<埼玉県>

- ・ 資料3-1、資料3-2及び資料3-3に基づき、保険給付費等交付金（特別交付金のうち県繰入金）について説明。
- ・ 令和7年度特別交付金のうち県繰入金の予算額は23億9,800万2千円を計上しており、昨年度比12億3,572万6千円、約34%の減となっている。資料3-1は、令和7年度の交付基準案であり、赤字部分が令和6年度交付基準からの変更点となっている。こちらは現時点の案であるため、変更が生じる可能性があることをお含みおきいただきたい。また、13ページの評価項目1及び2の特定健診受診率及び特定保健指導実施率に係る規模に応じた補正率について、最新値が現時点で未公表になっているため、更新予定としているが、公表され次第反映することを御承知おきいただきたい。
- ・ 資料3-2の1「特別交付金（県繰入金）の総額」について、収納率の実績評価に係る配分額11億5,000万円を1号繰入金に移行することに伴い、特別交付金（県繰入金）の総額から同額を控除する。この収納率の実績評価について、第3期運営方針にて保険税の準統一に伴い令和9年度より廃止することとしているが、1人当たり交付額の市町村間に大きな格差が生じていたこと等の理由から、令和7年度から前倒しして廃止することとしたものである。これにより、県全体の納付金額の抑制、財政安定化基金（財政調整事業分）の取崩額の抑制、準統一時の市町村標準保険税率の変動の抑制等のメリットがある。
なお、本取扱いについては、令和6年3月に開催した「令和5年度第6回埼玉県国民健康保健運営推進会議」等において協議し、御了解をいただいたものである。
- ・ 資料3-2の2「国民健康保険資格確認書等の送付に要する経費があること」について、昨年12月に被保険者証の新規発行が終了したことに伴い、申請対象を資格確認書等の送付費用に変更している。
- ・ 資料3-2の3「保健事業の実施について評価すべき点があること」の保健事業の評価基準（その3の1）特定健康診査等の評価基準については、これまでの「健康長寿サポーター」制度に代わり、令和7年度から「みんなで健康マイスター」制度が開始されることに伴う広報に係る評価項目を変更している。
- ・ 保健事業の評価基準（その3の2）保険者努力支援制度（事業費連動分）に係る評価基準については、評価項目を国の保険者努力支援交付金における事業費連動分の指標に合わせて変更している。
- ・ 保健事業の評価基準（その4）市町村がん検診事業の評価については、No.5からNo.7の受診勧奨の評価項目について、令和6年度の配点方式が「5がんすべて」と「一部のがん」の2種類であったものを、個別受診案内を行っているがん検診の数ごとに配点する形へと改めた。これに伴い、No.1からNo.4の受診率に係る評価項目、及びNo.8・No.9における受

診環境に係る評価項目の傾斜配点を見直した。また、啓発活動に係る評価項目の、No10においてがん検診のクーポン送付時の SNS 等を用いた啓発活動を設けていたが、既に多くの市町村数で実施されていることから、新たにデータを活用した啓発活動、実施した啓発活動の評価へと項目を見直し、No11 は、がん検診の受診勧奨策等実行支援事業の完了に伴い項目から削除した。

- ・ 保健事業の評価基準（その5）「ヘルス・データ活用による健康増進に係る取組」について、令和6年度はアプリの登録者増加率を評価項目としていたが、人口に対する登録者率に改めた。また、アプリによる評価項目を管理している市町村の増加に伴い、アプリによる管理をしていない場合の交付基準の削除を行った。
- ・ 資料3-2の4「徴収対策の実績について評価すべき点があること」について、冒頭にも説明したとおり、収納率の実績評価分の1号繰入金への移行に伴い、2「交付対象及び交付額」内から所要の項目を削除した。「短期被保険者証等の交付割合」についても、短期被保険者証の新規発行終了に伴い、評価項目内から削除した。

（4）今後のスケジュールについて

<埼玉県>

- ・ 資料4-1、資料4-2及び資料4-3に基づき、今後のスケジュールについて説明。
- ・ 納付金算定等に係るスケジュールについて、今年度の納付金算定は、令和8年度から開始される子ども・子育て支援金制度に係る影響が想定される。算定の詳細については、国から示されていないが、算定スケジュールについては、概ね例年と同様になっている。
- ・ 国保事業費納付金の令和7年度納付スケジュールについて、例年と大きな変更はない。期別の納付額については、既にお示ししているとおりで変更はない。2期以降の支払い期限については、例年どおり納期限の1か月前を目安に納付書を送付する予定なので、支払いの遅延がないようお願いする。
- ・ 普通交付金の令和7年度請求書提出スケジュールについて、例年と大きな変更はない。期限内の請求書提出について、漏れが無いようお願いする。

（5）質疑・意見交換

<市町村>

- ・ 昨年度の7月頃に示された令和9年度の標準保険税率の見込みについて、今年度の更新予定はあるか。

<埼玉県>

- ・ 今年度の更新予定はないため、昨年度お示ししたものを引き続き御活用いただきたい。